



定期第384号 令和3年10月29日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
674	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
675	同	同
676	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
677	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	同
678	鳥獣保護区の存続期間を更新した件	鳥獣対策・ふるさと創造課
679	鳥獣保護区特別保護地区を指定した件	同
680	特定猟具使用禁止区域を指定する件	同
681	森林管理重点地域の指定を解除するに当たり指定の解除の案を縦覧に供する件	スマート林業課
682	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	農林水産基盤整備局 森林整備課
683	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
684	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
685	徳島県都市計画公聴会規則による公聴会を開催する件	同
686	同	同

【 告 示 】

番 号	表	題	担当課名
6 8 7	同		同
6 8 8	同		同
6 8 9	徳島小松島港港湾計画の変更の概要を公示する件		運輸政策課

【 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 】

番 号	表	題	担当課名
8 5	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件		

徳島県告示第六百七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 鉄建建設株式会社 大阪支店 有瀬作業所
住 所 三好市西祖谷山村有瀬三八一
代表者 作業所長 佐治秀啓

2 工場又は事業場

名 称 吉野川水系有瀬地区排水トンネル工事
所在地 三好市西祖谷山村有瀬地先

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号に規定する生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和三年十月二十九日から
令和三年十一月十九日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び三好市環境福祉部環境課

徳島県告示第六百七十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 ルートインジャパン株式会社

住 所 東京都品川区大井一―三五―三

代表者 代表取締役 永山泰樹

2 工場又は事業場

名 称 ホテルルートイン徳島空港

所在地 板野郡松茂町中喜来字宮前四番越一二番一ほか

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三イに規定するちゅう房施設、同号ロに規定する洗濯施設及び同号ハに規定する入浴施設並びに七十二号に規定するし尿処理施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和三年十月二十九日から

令和三年十一月十九日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び松茂町産業環境課

徳島県告示第六百七十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
合同会社えんむすび	徳島市国府町和田字竹添三 一 番 地 一	みんなのいろ	徳島市国府町和田字竹添三 一 番 地 一	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和三年九月 一 日
株式会社オアシス	同 佐古一番町八番二〇 号	オアシス北島	板野郡北島町江尻字夷ノ本 二 番 地 一	同	同
株式会社 quattro	板野郡松茂町中喜来字群恵 一 八 三 番 地 一	ナチュラルキッズ	同 松茂町笹木野字灘二 三 一 一	同 保育所等訪問 支援	同
株式会社アイグラン	広島市西区庚午中一丁目七 番二四号	コペルプラス沖浜東教 室	徳島市沖浜東三丁目二番地 オプスフジタ二階G・H 号室	児童発達支援	同 十月 一 日

徳島県告示第六百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指 定
名 称	所在地	名 称	所 在 地	種 類	年 月 日
株式会社PEACE LOVE JOY	阿南市那賀川町赤池二六六番地一	就労継続支援A型事業所mogou	阿南市羽ノ浦町宮倉日開元一九一ーライトハウスビル二階B・C室	就労継続支援A型	令和三年十月一日
社会福祉法人柏涛会	海部郡美波町北河内字本村三四番地一	障がい者地域生活自立支援センター（ばんそうS&S）がんばれる作業所	同 那賀川町八幡石塚三〇番地一	就労定着支援	同

徳島県告示第六百七十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳥獣保護区 の名称	区 域	面積	存続期間	指定区分	指定目的
石井・月ノ 宮鳥獣保護 区	<p>名西郡石井町石井字尼寺の一般国道一九二号と町道尼寺一号線との交点を起点とし、同所から町道を南東に進み県道神山国府線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み徳島市と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北東に進み神山町と石井町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北西に進み標高二〇八メートルの地点に至り、同所から稜線を北東に下りNTTドコモ中継所に至り、同所から歩道を北東に進み童字寺山門に至り、同所から町道城ノ内二二号及び三一号の各線を経て県道石井神山線との交点に至り、同所から町道城ノ内六〇号、六二号、七〇号、七四号及び町道石井一六四号の各線を経て町道石井二四三号線との交点に至り、同所から町道を南に進み町道石井二〇八号線との分岐点に至り、同所から町道石井二〇八号、二四五号、一九七号、一九六号、一九五号及び二二二号の各線を経て徳島大学生物資源産学部農場に至り、同所から町道石井二八号、二九号、一号、一四号及び五九号の各線を経て本条橋に至り、同所から渡内川を下り渡内橋に至り、同所から一般国道一九二号を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	六五六ヘクタール	令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで	身近な鳥獣生息地	<p>この区域は、シイ・カシ類を中心とした照葉樹林の植生が広がっており、野生鳥獣の生息地となっている。</p> <p>また、鳥獣保護区特別保護地区である徳島県野鳥の森（二一ヘクタール）が含まれており、徳島市中心部からも近く、県民の保健休養や教育の場として活用されている。</p> <p>今後とも石井町や徳島市近郊の数少ない野生鳥獣の生息地として保護するため、鳥獣保護区としての存続期間を更新する。</p>

<p>南川鳥獣保護区</p>	<p>那賀郡那賀町和食郷字南川五九〇番一、五九〇番二、五九〇番四六、五九〇番四八及び五九〇番五一から五九〇番六一までの徳島県有林の全域</p>	<p>六三ヘクタール</p>	<p>同</p>	<p>身近な鳥獣生息地</p>	<p>この区域は、那賀町東部にあり、スギ植林地で間伐された若齢から壮齢のスギが生育し下層植生が見られる。また、車道沿いには溪流が流れており生育環境に極めて適していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の環境の保全を図る。</p>
<p>高城山鳥獣保護区</p>	<p>美馬市の高城山三角点標高一、六二七・九メートルを起点とし、同所から美馬市と那賀町との境界線の稜線を西に約二、二〇〇メートル進み通称唐戸谷ノ瀬に至り、同所から同谷を下り通称川原谷魚止りに至り、同所から川原谷を上り川原谷出合いに至り、同所から稜線（通称北之屋根）を北東に進み美馬市と神山町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を北東に進み美馬市と那賀町との境界線に至り、同所から同境界線の稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに那賀町所在国有林徳島事業区中（釜ヶ谷国有林）一〇〇、一〇一、一〇二及び一〇三の各林班の区域</p>	<p>六一五ヘクタール</p>	<p>同</p>	<p>森林鳥獣生息地</p>	<p>この区域は、美馬市木屋平の南東部で、高城山（標高一、六二七・九メートル）の北西斜面に広がる区域と、那賀町（旧木沢村）の北部で、釜ヶ谷国有林のうち地藏谷の中流から上流にかけての区域に位置し、植生は、クリ、ミズナラ群落を中心として、スズタケ、ブナ群落、コナラ群落及びスギの人工林で構成されており、鳥獣の生息環境としては良好な条件である。当該区域は鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護育成を図る。</p>

徳島県告示第六百七十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別保護地区の名称	区 域	面積	存続期間	特別保護地区の保護に関する指針	
				指定区分	指 定 目 的
石井・月ノ宮鳥獣保護区特別保護地区	名西郡石井町の徳島県野鳥の森の全域	二一ヘクタール	令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで	身近な鳥獣生息地	この区域は、石井町南東部の気延山から北西に広がる山麓に位置し、シイ・カシ類を中心とした照葉樹林の植生が広がっており、石井町でも数少ない自然と野生鳥獣の生息地となっている。 昭和五十一年五月に徳島県野鳥の森に指定され、鳥類の保護増殖や自然観察等が永年続けられており、県民の保健休養や教育の場として活用されている。 今後とも石井町や徳島市近郊の数少ない野生鳥獣の生息地として保護するため、特別保護地区として再指定する。

徳島県告示第六百八十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名称	区 域	面積	存続期間
<p>中山特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>名東郡佐那河内村の一般国道四三八号と県道勝浦佐那河内線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み県道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から県道勝浦佐那河内線を南西に進み村道明見谷線との交点に至り、同所から同村道を西に進み村道明見谷平尾線との交点に至り、同所から同村道を西及び北東に進み村道中央線との交点に至り、同所から同村道を西及び北に進み村道谷内線との交点に至り、同所から同村道を北に進み村道南浦線との交点に至り、同所から同村道を北西に進み一般国道四三八号との交点に至り、同所から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>四五〇 ヘクタ ール</p>	<p>令和三年 十一月一 日から令 和八年十 月三十一 日まで</p>
<p>渋野・多 家良特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>徳島市丈六町の市道丈六・渋野線と県道新浜勝浦線との交点を起点とし、同所から同県道を南に進み市道甫毛ノ脇・名護線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道多家良中央線との交点に至り、同所から同市道を西に進み梅ノ木谷との交点に至り、同所から同谷を南西に上り稜線<small>（さか）</small>に至り、同所から稜線<small>（さか）</small>を北に進み三角点標高一四一・七メートルの地点に至り、同所から同谷を西に下り市道多家良西・中央線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道八多・多家良線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道神南・金谷西線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道小松島佐那河内線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道北地線の天神橋との交点に至り、同所から同橋を北に渡り左折して私道を進み天神社に至り、同神社横の歩道を北に進み車道に至り、同所から同車道を東に進み市道多家良・渋野線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道八多法花線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道丈六・渋野線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>四四〇 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>

<p>松茂・笹木野特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>板野郡松茂町笹木野の一般国道二八号と町道松茂一五号線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み町道笹木野一二号線との交点に至り、同所から同町道を南西及び南東に進み町道松茂四号線との交点に至り、同所から同町道を北東及び南西及び北東に進み町道豊岡三一号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道豊岡三〇号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道豊岡二八号線との交点に至り、同所から同町道を南東及び北東に進み徳島飛行場南側場外道路との交点に至り、同所から同場外道路を東に進み町道豊岡三七号線との交点に至り、同所から同町道を東及び南に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道豊岡一二号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み県道古川長原港線との交点に至り、同所から同県道を北に進み町道松茂一八号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み県道長原港線との交点に至り、同所から同国道を北西に進み、一般国道二八号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>一三五 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>高原特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>名西郡石井町高原の県道板野川島線と町道高原一〇九号線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み町道高原四号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道高原一〇五号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道高原三号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道板野川島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>五〇ヘ クタ ール</p>	<p>同</p>
<p>那東特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>板野郡板野町羅漢の県道石井引田線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み町道三六〇号線との交点に至り、同所から同町道を南及び南東に進み眼鏡橋を渡り黒谷川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み泉福寺谷川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西に進み県道石井引田線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>三八ヘ クタ ール</p>	<p>同</p>
<p>大麻南特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>板野郡藍住町江ノ口の鳴門藍住大橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川南岸を西に進み桧橋南詰を経て町道五三三号線の川端橋南詰との交点に至り、同所から同橋を北に進み旧吉野</p>	<p>一三七 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>

<p>小勝島特定猟具使用禁止区域</p>	<p>桑野特定猟具使用禁止区域</p>	<p>瀬戸特定猟具使用禁止区域</p>	<p>城</p>
<p>阿南市福井町の忠治郎岬を起点とし、同所から稜線を西南西に進み四国電力送電線との交点に至り、同所から同送電線を北北東に進み県道小勝島公園線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み小勝島の環境整備公社橋処分場西側の汀線との交点に至り、同所から同汀線を小勝島の時計回り方向に進み通称鹿首に至り、同所から揚炭栈橋先端との見通し線を南に進み同先端に至り、同所から於越岬との見通し線を南西に進み同岬に至り、同所から忠治郎岬との見通し線を西北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>阿南市橋町の一般国道一九五号と一般国道五五号の分岐点を起点とし、同所から同国道を南西に進み県道阿南相生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み一般国道一九五号との交点に至り、同所から同国道を北東及び南東に進み阿南第二中学校前の交差点に至り、同交差点から同国道の旧道を東に進み一般国道五五号バイパス側道との交点に至り、同側道を南及び南西に進み一般国道五五号バイパスとの交点に至り、同国道バイパスを南東及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>鳴門市瀬戸町の瀬戸小学校北角を起点とし、同所から市道堂浦学道線を西に進み市道日出堂浦線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道亀浦港櫛木線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道日出線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み防波堤との交点に至り、同所から稜線を北東に進み鳴門ゴルフ場との境界に至り、同所から同境界を南東に進み通称大谷に至り、同所から瀬戸橋南詰との見通し線を南西に進み同橋南詰に至り、同所から県道亀浦港櫛木線を南東に進み小鳴門新橋と県道瀬戸港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>川北岸との交点に至り、同所から同北岸を東に進み県道桧藍住線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道桧藍中央橋線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道津慈板東橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道板東南中央二号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道板東藍住線との交点に至り、同所から同市道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>
<p>三〇〇 ヘクタ ール</p>	<p>五六五 ヘクタ ール</p>	<p>一三〇 ヘクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>

<p>美馬特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>美馬市美馬町と三好市三野町との境界線と県道鳴門池田線との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み中野谷川との交点に至り、同所から同川を北東に上り徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み市道美馬六号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道美馬塩江線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道脇町四二八号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み野村谷川（中八橋）との交点に至り、同所から同川を南に下り吉野川中州上にある美馬市とつるぎ町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み美馬市と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>一、一 八〇へ クタ ー</p>	<p>同</p>
<p>半田特定 猟具使用 禁止区域</p>	<p>美馬郡つるぎ町半田の一般国道一九二号と一般国道四三八号と県道半田貞光線との交点を起点とし、同所から同県道を南東及び西に進み町道東山病院上線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道天皇北線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道天皇逢坂北線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道下竹天皇線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道上ノ原線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道王子谷長瀬線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み農道吉野川中部二期線との交点に至り、同所から同農道を西に進み鹿老渡橋北詰の県道上蓮小野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み鹿老渡橋南詰の町道鹿老渡木ノ内線との交点に至り、同所から同町道を北に進み県道蔭名小野線との交点に至り、同所から同県道を北に進み半田川（半田橋）との交点に至り、同所から同川を北に下り県道半田貞光線（高橋）との交点に至り、同所から同県道を西に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進みつるぎ町と東みよし町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進みつるぎ町と三好市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進みつるぎ町と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み一般国道四三八号の美馬橋との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	<p>二四七 へクタ ール</p>	<p>同</p>
<p>花園特定 猟具使用</p>	<p>三好市三野町花園の県道琴南三野線と徳島自動車道との交点を起点とし、同所から同自動車道を南西に進み市道花園川</p>	<p>五五へ クタ ー</p>	<p>同</p>

禁止区域	<p>又線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道花園北谷線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道花園線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道琴南三野線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	ル	
南谷特定 猟具使用 禁止区域	<p>三好市池田町南谷の市道南谷線と県道三縄停車場黒沢線との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み市道大川北線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川線との交点に至り、同所から同市道を南西及び東に進み林道池田漆川線との交点に至り、同所から同林道を南に進み県道大和辻線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道漆川線分岐一号支線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道漆川線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道南谷線との交点に至り、同所から同市道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	五六へ ク ター ル	同
平特定 猟具使用 禁止区域	<p>三好市山城町上名の県道上名西宇線にある津屋トンネルを起点とし、同所から同県道を西に進み内石谷川との交点に至り、同所から同川を北に上り林道中内線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道小川平線との交点に至り、同所から同林道を約一、二〇〇メートル東に進み稜線に至り、同所から同稜線を南東に進み市道平中央線のヘアピンカーブに至り、更に同稜線を南南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	一三五 へ ク ター ル	同
台特定 猟具使用 禁止区域	<p>三好郡東みよし町足代の県道鳴門池田線と黒川原谷川との交点を起点とし、同所から同川を北に上り町道西台線に通ずる堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を東に進み同町道との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道宮谷線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道伊月谷線に通ずる歩道との交点に至り、同所から同歩道を東に進み同町道との交点に至り、同所から同町道を南に進み県道鳴門池田線との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p>	六三へ ク ター ル	同

徳島県告示第六百八十一号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和三年十月二十九日から同年十一月二十九日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除しようとする区域

那賀郡那賀町坂州字後谷一の二二及び四の五

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七・八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部スマート林業課森林企画担当

電話番号 八八・六二一・二四四九

徳島県告示第六百八十二号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和三年十月二十九日から同年十一月二十九日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町坂州字後谷一の二二及び四の五

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課林地保全担当

電話番号 八八 六二一 二四五〇

徳島県告示第六百八十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和三年三月二十二日	大島塗装有限公司 吉野川市鴨島町知恵島一六六九番地の二 大島 安夫	徳島県知事許可 （般・二八） 第六五六九号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同 五月二十七日	有限会社遠藤開発工業 徳島市西須賀町中開四五番地の八 遠藤 恭司	同 （般・二八） 第四三五五号	同 （解体工事業に関する一般建設業許可）	同
同 六月一日	椎平建設有限公司 勝浦郡勝浦町大字棚野字西久保三七番地六 椎平 重信	同 （般・二八） 第三七七〇号	同 （土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	同
同 十一月十一日	河野建設株式会社 徳島市中昭和町五丁目五一番地二 河野 巧	同 （特・三〇） 第七六七号	同 （解体工事業に関する特定建設業許可）	同

同 二十一日	有限会社清藍舎 徳島市南佐古八番町四番一号 鈴木 瑞穂	同 (般・二九) 第七〇五二二号	同 (解体工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十五日	株式会社尾田建設 徳島市北沖洲四丁目二番三八号 尾田 好武	同 (般・〇二) 第五七七二号	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十八日	グリーンホーム 小松島市大林町字宮ノ本一〇七番地六 上原 正子	同 (般・二八) 第七〇四三三三号	同 (解体工事業に関する一般建設業許可)	同
同	みらい住 三好市池田町白地本名一四〇番地八 溝口 博之	同 (般・二八) 第五〇〇九八号	同 (解体工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十九日	木沢建設株式会社 那賀郡那賀町木頭字前田七番地の 川原 哲博	同 (特・〇二) 第六三九号	同 (解体工事業に関する特定建設業許可)	同
同 三十日	株式会社中木組 徳島市一宮町西丁六一四番地 中木 充佳	同 (般・三〇) 第七〇五四七号	同 (解体工事業に関する一般建設業許可)	同
同 七月 二日	三井建設有限会社 小松島市坂野町字経塚二六番地 三井 章弘	同 (般・二九) 第一八七二号	同 (解体工事業に関する一般建設業許可)	同
同 五日	ノヴィルパブリックワークス株式会社 阿南市津乃峰町新浜七二番地の 一五 久岡 征司	同 (般・二八) 第三〇〇五八号	同 (機械器具設置工事業に関する一般建設業許可)	同

同 十二月	株式会社菊谷組 海部郡美波町西の地字志和岐谷 三番地の二〇 菊谷 泰一	同 (般・三〇) 第八九号	同 (鉄筋工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十五日	有限会社儀宝 小松島市和田島町字松田新田三 〇五番地の三六 關 正人	同 (般・〇一) 第七〇五八六号	同 (建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同 二十八日	株式会社阿波伸 徳島市南島田町二丁目四三番地 一一 小寺 昌治	同 (般・〇二) 第七〇六五六号	同 (解体工事業に関する一般建設業許可)	同
同	有限会社日栄工業 阿南市橘町幸野六一番地二三 鈴木 琢也	同 (般・二八) 第六五二七号	同 (電気工事業に関する一般建設業許可)	同
同 三十日	株式会社川内開発 徳島市川内町下別宮西二三一番 地七 内藤 幸夫	同 (般・二八) 第一四五〇号	同 (大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同 六日 八月	株式会社近藤 鳴門市里浦町里浦字坂田四三二 番地二八一 近藤 恭子	同 (般・三〇) 第七五〇五八号	同 (大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十六日	篠野海運株式会社 阿南市橘町汐谷四三番地 篠野 忠弘	同 (般・二八) 第六五三四号	同 (土木工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十六日 九月	株式会社ウエスト 徳島市川内町榎瀬六八九番地一 三 西 卓也	同 (般・二八) 第七〇四四八号	同 (土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同

<p>同 二十四日</p>	<p>K・support 徳島市八万町川南一五番地一五 片山 賢</p>	<p>同 (般・〇一) 第七〇二九〇号</p>	<p>同 (建築工事業に関する一般建設業許可)</p>	<p>同</p>
-------------------	--	---------------------------------	---------------------------------	----------

徳島県告示第六百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大津町木津野字仲ノ越六〇番一及び 六二番一	鳴門市撫養町南浜字東浜 五〇五番地	株式会社東京不動産
吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島四番一及 び四番四	吉野川市鴨島町知恵島二 〇一番地一ボア・ソルテ A二〇三	河野 彰太
美馬市脇町字西赤谷五〇三番一、五〇三番 七から五〇三番九まで、五〇三番一一から 五〇三番一四まで、五〇三番一一から五〇 三番一七まで、五〇四番、五〇五番三、五 〇五番五、五二〇番一及び五二〇番四	美馬市穴吹町穴吹字九反 地五番地	美馬市長
名西郡石井町石井字城ノ内三四二番一	名西郡石井町石井字石井 一三五七番地一	中村 慧世

徳島県告示第六百八十五号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年徳島県規則第九十号）第二条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第三条の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 日時 令和三年十一月十七日（水曜日）午後二時から三時まで
- 二 場所 三好市池田町マチ二一四五番地一 三好市第二分庁舎 二階会議室
- 三 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和三年十一月十二日（金曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

四 都市計画の素案の概要

- 1 都市計画の名称 池田都市計画
- 2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 3 主な計画内容 池田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する。

五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所 徳島県県土整備部都市計画課並びに三好市建設部管理課及び企画財政部地方創生推進課
- 2 縦覧期間

令和三年十月二十九日（金曜日）から十一月十二日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 その他

- 1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。
- 2 この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八一六二一一二五六五）へすること。

徳島県告示第六百八十六号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年徳島県規則第九十号）第二条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第三条の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 日時 令和三年十一月十八日（木曜日）午後二時から三時まで
- 二 場所 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三番地 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
- 三 一会議室
- 三 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和三年十一月十二日（金曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

四 都市計画の素案の概要

- 1 都市計画の名称 貞光都市計画
- 2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 3 主な計画内容 貞光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する。

五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所 徳島県県土整備部都市計画課及びつるぎ町建設課
- 2 縦覧期間

令和三年十月二十九日（金曜日）から十一月十二日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 その他

- 1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。
- 2 この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八一六二―一二五六五）へすること。

徳島県告示第六百八十七号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年徳島県規則第九十号）第二条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第三条の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 日時 令和三年十一月十八日（木曜日）午後三時から四時まで

二 場所 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三番地 徳島県西部総合県民局美馬庁舎

三 一会議室

三 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和三年十一月十二日（金曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

四 都市計画の素案の概要

1 都市計画の名称 脇都市計画

2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

3 主な計画内容 脇都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する。

五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び美馬市建設部監理課

2 縦覧期間

令和三年十月二十九日（金曜日）から十一月十二日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 その他

1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。

2 この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八一六二―一二五六五）へすること。

徳島県告示第六百八十八号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年徳島県規則第九十号）第二条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第三条の規定により告示する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 日時 令和三年十一月十九日（金曜日）午後二時から三時まで
- 二 場所 板野郡藍住町奥野字猪熊一七五番地二 藍住町農業振興センター
- 三 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和三年十一月十二日（金曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

四 都市計画の素案の概要

- 1 都市計画の名称 藍住都市計画
- 2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 3 主な計画内容 藍住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する。

五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所 徳島県県土整備部都市計画課及び藍住町建設産業課
- 2 縦覧期間

令和三年十月二十九日（金曜日）から十一月十二日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 その他

- 1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。
- 2 この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八一六二―一二五六五）へすること。

徳島県告示第六百八十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、徳島小松島港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和三年十月二十九日

徳島小松島港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾計画の変更の概要

平成三十一年徳島県告示第七十四号（徳島小松島港港湾計画の変更の概要を公示する件）によりその概要を公示した徳島小松島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積（ヘクタール）
津田	四

2 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
津田	二（二二）	工業用地
	一（一一）	交通機能用地
	三（三三）	緑地

注 「」内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

3 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
津田	七〇（七〇）	工業用地
	一三（一七）	交通機能用地
	四（四）	緑地

注 「」内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部運輸政策課

徳島県選挙管理委員会告示第八十五号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和三年十月十九日から適用する。

令和三年十月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

- 一の表87の項中「医療法人凌雲会 稲次整形外科病院」を「社会医療法人凌雲会 稲次病院」に改める。
- 二の表44の項中「吉野川市養護老人ホーム 芳越荘」を「養護老人ホーム 芳越荘」に改める。